取組の柱１

被災者の生活再建

被災した市民一人ひとりに寄り添い、住まいと暮らしの再建や安定に向けた総合的な取組を進めます。

本市は、東日本大震災により、沿岸域を中心に甚大な被害が生じ、一時は約２万人の方々が避難所での生活を余儀なくされたほか、400 名を超える市民の貴い生命が犠牲となるとともに、建物被害も全壊で 7,900 棟、全体で 90,000 棟を超えました。

そのため、市では救援物資の受入れ・配布はもとより、早期の復旧・復興を図る観点から、一時提供住宅への入居促進、り災証明の発行、義援金等の支給、市民税の減免措置等の実施などに取り組み、平成 23 年８月 20 日には避難所の解消を図ることができました。

引き続き、住まいと暮らしの再建や安定に向け、雇用の確保や就職支援に取り組むほか、一時提供住宅等に入居された方を中心に、見守り活動や心のケアに努めるとともに、放射性物質による市民の不安を取り除くため、きめ細かいモニタリングや放射線内部被ばく検査を実施します。

さらに、被災者へ的確な行政サービスが提供できるよう、情報の一元管理を可能とするシステムの構築を図るほか、広報紙、市ホームページをはじめ、様々な媒体を通じた情報の発信に努めます。

加えて、災害公営住宅につきましては、平成 26 年３月の常磐関船から順次、入居を開始していますが、被災された市民の皆様が、一刻も早く本格的な生活再建が果たせるよう、早期整備を図るほか、家賃の減免や移転費用の支援に取り組むとともに、市街化区域の見直し等により、住宅用地の確保を図っていきます。

取組名	所管部名	事業区分	頁
№１　避難住民等に対する買物支援	商工観光部	終了	10
№２　災害時要援護者等への見守り活動等	保健福祉部	既存・拡大	10
№３　り災証明の発行	行政経営部 財政部	終了	11
№４　住宅の一時提供	土木部	既存・継続	11
№５　一時提供住宅入居者への生活再建のための相談支援	行政経営部	既存・継続	12
№６　応急仮設住宅等共同利用施設維持管理等事業費の補助	土木部	既存・継続	12
№７　災害公営住宅の整備	土木部	既存・継続	13
№８　災害公営住宅入居者の家賃減免等の支援	土木部	既存・継続	14
№９　災害公営住宅への移転費用の支援	土木部	既存・継続	15
№10　津波被災住宅の再建支援	都市建設部	既存・継続	15
№11　優良建築物等の整備支援	都市建設部	既存・継続	16
№12　市街化区域の見直し等による土地の確保	都市建設部	既存・継続	16
№13　義援金の受け入れ、配分	保健福祉部	既存・継続	17
№14　災害援護資金の貸付	保健福祉部	既存・継続	17
№15　市被災救助費等の支給	保健福祉部	既存・継続	18
№16　緊急的な雇用の確保	商工観光部	既存・継続	19
№17　就職応援サイトの開設	商工観光部	既存・継続	20
№18　市県民税等の減免、納期限の延長	財政部 市民協働部 生活環境部 水道局	既存・継続	21
№19　一時提供住宅入居者への訪問活動の実施	保健福祉部	既存・継続	22
№20　一時提供住宅入居高齢者の見守り活動の実施	保健福祉部	既存・継続	22
№21　一時提供住宅入居等障がい者への訪問活動の実施	保健福祉部	既存・継続	23
№22　一時提供住宅入居者等見守りサポートシステムの構築	保健福祉部	既存・継続	23
№23　被災者情報の一元管理（システムの導入）	行政経営部	既存・継続	24
№24　生活再建のための総合的な相談窓口の設置	行政経営部	既存・継続	24
№25　津波被災地区の住民への情報発信	市民協働部	既存・継続	25
№26　市外に避難している市民への情報発信・交流促進	市民協働部 行政経営部	既存・継続	25
№27　復興に向けた情報発信の強化	行政経営部	既存・継続	26
№28　被災者生活再建支援パンフレットの作成・配布	行政経営部	既存・継続	26
№29　本市に避難してきている人への適切な行政サービスの提供	行政経営部 関係各部等	既存・継続	27
№30　被災自治体との連携推進	行政経営部	既存・継続	27
№31　安定ヨウ素剤の配布	保健福祉部	既存・継続	28
№32　内部被ばく検査の実施	保健福祉部	既存・継続	28
№33　放射線スクリーニング検査の実施	保健福祉部	終了	29
№34　市民に対する積算線量計の貸与	保健福祉部	既存・継続	29
№35　空間線量モニタリングの実施	行政経営部 関係各部等	既存・拡大	30
№36　市放射線量低減アドバイザーの設置	行政経営部	既存・継続	30
№37　原子力災害に関する損害賠償請求の円滑化	行政経営部	既存・継続	31

【事業区分の摘要】

既　存…復興事業計画（第三次）に位置付けのあった取組み
新　規…復興事業計画（第三次）に位置付けがなく、（第四次）から新たに位置付けとなる取組み
終　了…復興事業計画（第四次）策定時点で既に終了した取組み
継　続…復興事業計画（第三次）に位置付けのあった取組みで、継続している取組み
拡　大…復興事業計画（第三次）に位置付けのあった取組みで、拡大している取組み
未着手…復興事業計画（第四次）から新たに位置付けとなる取組みで、着手していない取組
着手済…復興事業計画（第四次）から新たに位置付けとなる取組みで、既に着手している取組み

取組の柱１　　(1)　避難時の対応等　№１

取組名	避難住民等に対する買物支援		
所管部名	商工観光部	事業区分	終了

取組内容

❏雇用促進住宅及び応急仮設住宅に入居する避難住民等に対し、移動販売、宅配等を実施する。

・実施期間　　平成 23 年 5 月 23 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
・実施頻度　　週 1 回以上
・販売品目　　生鮮食品、加工食品、日用品、衛生用品等
※委託先以外にも移動販売等の実施主体が広がりつつあり、民間市場として成立しうると考えられることから、現行の市委託事業としては平成 24 年度末をもって終了とした。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○移動販売、宅配等の実施	○移動販売、宅配等の実施 ○筑波大学との連携による調査・研究	○筑波大学との連携による調査・研究 ○地域ごとの現況に応じた、民間活力を活用した買い物支援施策のあり方を検討	※民間事業者が買い物支援を実施	

取組の柱１　　(1)　避難時の対応等　№２

取組名	災害時要援護者等への見守り活動等		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・拡大

取組内容

❏災害時要援護者リストに登録されている方の見守り・声かけ等を行う。
・災害時要援護者リストの情報は、民生委員、消防団、自主防災組織で共有
・高齢者のみ世帯には、災害時要援護者リスト登録の有無によらず、民生委員による見守りを実施
※災害時要援護者リスト登録者　8,370 人（平成 26 年 3 月 31 日現在）

❏災害時要援護者や日常的に支援を要する者の所在地、避難所の場所、周辺の活用可能な社会資源、避難方法、地域との関わり、日常の行動パターン等を標記した地図を作成し、災害時要援護者の避難支援計画を整備する。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○見守りの実施 ○リスト更新	○同左	○見守りの実施 ○リスト更新 ○マップ作成	○同左	○同左

取組の柱１　　(1)　避難時の対応等　№.３

取組名	り災証明の発行		
所管部名	行政経営部　財政部	事業区分	終了
取組内容			

❏被災者支援制度の活用に必要なり災証明を発行するため、現地調査及び発行する。
※新規申請受付は平成 24 年 9 月 28 日、再調査申請受付は平成 24 年 11 月 30 日で終了

○り災証明発行件数（平成 26 年３月 31 日現在）
・新規：97,492 件　・再調査：15,660 件

※建物被害状況（平成 26 年３月 28 日現在）
全壊：7,917 棟、大規模半壊：7,280 棟、半壊：25,257 棟、一部損壊 50,087 棟

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○申請受付 ○現地調査 ○証明発行 ○再調査	○同左	※再交付は当面の間継続	※同左	※同左

取組の柱１　　(1)　避難時の対応等　№.４

取組名	住宅の一時提供		
所管部名	土木部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏住宅の倒壊等により自宅に居住できなくなった世帯等に、市内の雇用促進住宅、民間借上げ住宅（特例分）及び県が設置した応急仮設住宅を一時提供する。
○入居世帯数（H26.10.17 現在）
・応急仮設住宅　165 世帯
・雇用促進住宅　412 世帯
・教職員住宅　2 世帯
・民間借上げ※　1,388 世帯　※特例分（県外から県内の借上げ住宅に住替えする世帯分）含む
合　計　1,967 世帯
○入居期間　平成 28 年 3 月 31 日までの期間

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○住宅の一時提供 ○カセットコンロの支給	○住宅の一時提供	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑵　住宅に係る支援　№５

取組名	一時提供住宅入居者への生活再建のための相談支援		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏一時提供住宅入居者等の生活及び住宅の自立再建を支援するため、専門家による無料のセミナー、個別相談会及び戸別訪問相談を実施する。

・実施箇所：市内３箇所（平：文化センター、小名浜・勿来：市民会館を基本とするが、必要に応じて公民館等で実施）
・専門家　：ファイナンシャル・プランナー等
・実施内容：セミナー隔月１回　個別相談会隔月２回　戸別訪問相談（必要に応じて）

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程		○セミナーの開催（隔月３回） ○個別相談会の実施（隔月３回）	○セミナーの開催（隔月１回） ○個別相談会の実施（隔月２回） ○戸別訪問相談の実施	○同左	○同左

取組の柱１　⑵　住宅に係る支援　№６

取組名	応急仮設住宅等共同利用施設維持管理等事業費の補助		
所管部名	土木部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏東日本大震災により整備された応急仮設住宅等の入居者の自立支援を促進するため、応急仮設住宅に居住する者が利用する共同施設の維持管理等を行う自治会に対して補助金を交付する。

【補助対象】
○応急仮設住宅共同利用施設
・集会所・談話室の光熱水費
・浄化槽（排水槽含む）、受水槽及び外灯電気代
○雇用促進住宅共同利用施設
・集会所等の使用料
※　雇用促進住宅いわき内郷宿舎共同利用施設については、平成 26 年度中に市で施設を取得予定であることから、平成 27 年度以降は補助対象外。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程		○補助金の交付	○同左	○同左	○同左

取組名	災害公営住宅の整備		
所管部名	土木部	事業区分	既存・継続

取組内容

❑東日本大震災により住宅を失い、自力で再建できない方に対して、安心して生活できる住宅を確保するため、災害公営住宅を整備する。

○整備予定戸数

1,513 戸

○整備箇所

【入居開始済住居】（団地名、種別、戸数、入居開始時期）

・常磐関船（集合　32 戸、平成 26 年 3 月）
・平沼ノ内（集合　40 戸、平成 26 年 4 月）
・錦　　（集合　64 戸、平成 26 年 4 月）
・平薄磯　（集合　40 戸、平成 26 年 6 月）
・　〃　　（集合　45 戸、戸建　18 戸、平成 26 年 10 月）
・平豊間　（集合　30 戸、平成 26 年 6 月）
・　〃　　（集合　108 戸、集合ペット　30 戸、戸建　24 戸、平成 26 年 10 月）
・四倉　　（集合　60 戸、平成 26 年 7 月）
・　〃　　（集合　40 戸、集合ペット　30 戸、戸建　21 戸、平成 26 年 10 月）
・平作町　（集合　45 戸、平成 26 年 8 月）

【入居未済住居】（団地名、種別、戸数、入居予定時期）

・久之浜　（集合　120 戸、平成 27 年　2 月）
・久之浜　（戸建　16 戸、平成 27 年 12 月）
・平北白土（集合　50 戸、平成 27 年 11 月）
・内郷雇用促進住宅（集合　125 戸、平成 27 年 10 月）
・内郷雇用促進住宅（集合　125 戸、平成 28 年 3 月）
・常磐湯本（集合　55 戸、集合ペット　20 戸、平成 28 年 1 月）
・常磐湯本（戸建　13 戸、平成 27 年 11 月）
・小名浜　（集合　125 戸、集合ペット　40 戸、戸建　24 戸、平成 27 年 11 月）
・佐糠第一（集合　30 戸、平成 27 年 10 月）
・佐糠第二（集合　21 戸、平成 27 年 10 月）
・勿来四沢（集合ペット　20 戸、平成 27 年 1 月）
・勿来四沢（戸建　30 戸、平成 27 年 12 月）
・勿来関田（集合　72 戸、平成 27 年 1 月）

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程		○建設用地取得 ○用地測量 ○地質調査 ○造成工事設計 ○造成工事 ○建設工事　他	○造成工事 ○建築設計 ○建築工事 ○入居申込受付 ○入居開始 ・常磐関船	○入居開始 ・久之浜の一部 ・四倉 ・平作町 ・平沼ノ内 ・平薄磯 ・平豊間 ・錦 ・勿来四沢の一部 ・勿来関田 ・雇用促進住宅の取得	○入居開始 ・久之浜の一部 ・平北白土 ・内郷雇用促進住宅 ・常磐湯本 ・小名浜 ・佐糠第一 ・佐糠第二 ・勿来四沢の一部

取組名	災害公営住宅入居者の家賃減免等の支援		
所管部名	土木部	事業区分	既存・継続

取組内容

❑災害公営住宅入居者の家賃減免等の支援を実施し、入居者の負担軽減を図ることで、被災者の生活再建を支援する。

○災害公営住宅家賃低廉化事業
・対象世帯　　：収入（政令月収）21.4 万円以下の入居者
・対象額　　：近傍同種家賃（民間並み家賃）と入居者負担基準額の差額
・国庫補助期間：管理開始から 20 年間
※当初、国から対象世帯については、収入（政令月収）15.8 万円以下の入居者である旨が示されていたが、その後、補助要綱により対象世帯については、収入（政令月収）21.4 万円以下の入居者であることが確定したことから変更されている。

○災害公営住宅家賃低減事業
・対象世帯　　：収入（政令月収）８万円以下の被災者が入居している災害公営住宅
・対象額　　：入居者負担基準額と特定入居者負担基準額との差額
・国庫補助期間：管理開始から 10 年間
※補助要綱により、国庫補助期間について 10 年間であることが確定したことから変更されたもの。

○市独自の災害公営住宅家賃減免
・対象世帯　　：全世帯
・対象額　　：全世帯一律で住宅の管理開始から３年間は本来家賃の 50%、４・５年目は 25%
・モデルケース　４人家族（夫婦と子ども２人）で、夫の給与収入のみで３人を扶養している場合

（単位：円程度）

年収	家賃月額（中心市街地のケース）3LDK（約75平方メートル）		
	本来家賃	管理開始から３年間（50%減免）	管理開始から５年間（25%減免）
0円～約188万円	※　9,300	4,600	6,900
～約257万円	※　15,700	7,800	11,700
～約291万円	※　22,200	11,100	16,600
～約326万円	※　28,600	14,300	21,400
～約366万円	30,300	15,100	22,700
～約394万円	35,000	17,500	26,200
～約418万円	40,000	20,000	30,000
～約447万円	45,100	22,500	33,800
～約489万円	51,600	25,800	原則対象外
～約531万円	59,500	29,700	原則対象外
～約598万円	69,700	34,800	原則対象外
約598万円～	80,400	40,200	原則対象外

※については、災害公営住宅家賃低減事業により減額した家賃額。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程			○家賃減免等 ※整備した災害公営住宅の入居に併せ実施	○同左	○同左

取組の柱１　⑵　住宅に係る支援　№.９

取組名	災害公営住宅への移転費用の支援		
所管部名	土木部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏災害公営住宅に入居する被災者に対し、現在入居している応急仮設住宅や民間借上げ住宅等から災害公営住宅に移転する際の動産移転費用の一部を支援する。

※防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、自力再建の場合は、別制度にて移転費用を支援している。

○補助限度額：１戸あたり 10 万円

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程				○補助金交付要綱の制定 ○補助金の交付	○補助金の交付

取組の柱１　⑵　住宅に係る支援　№.10

取組名	津波被災住宅の再建支援		
所管部名	都市建設部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏東日本大震災の津波により滅失し、又は損壊した自ら所有し居住していた住宅の再建に係る住宅再建費用の一部を補助する。

【補助内容】
① 住宅建設等再建事業(上限 153 万円)
住宅の建設、購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額
② 住宅移転事業(上限 10 万円)
住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費（業者に依頼したもの）
③ 津波被災宅地防災対策事業(上限 119 万円)
土地を 0.5m 以上盛土し、嵩上げする工事、及びこれに付随する擁壁築造工事に要した経費の２分の１の額（津波被災地内（震災復興土地区画整理事業区域を除く）で再建を行う場合）

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程			○補助金の交付	○同左	○同左

取組の柱１　⑵　住宅に係る支援　№11

取組名	優良建築物等の整備支援		
所管部名	都市建設部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏東日本大震災からの復興に向け、市街地に優良な住宅を供給し、市内被災者の早期生活再建や、災害に強いまちづくりを促進するため、被災した建物の地権者が敷地の共同化を行い、建築物を整備する場合に必要な費用の一部を補助する。

（事業地区）
・平堂根町地区

（事業内容）
・分譲集合住宅（15 階建 122 戸）
・クリニック、立体駐車場等

○平成 25 年度
・事業計画作成、基本設計、実施設計、地盤調査、建築設計、建物補償

○平成 26 年度
・事業計画作成、基本設計、実施設計、建築設計、建物補償、建物取り壊し、整地、建築工事（共同施設）

○平成 27 年度
・建築工事（共同施設）、敷地整備

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程			○事業主体への補助（事業計画作成、基本設計、実施設計、地盤調査、建築設計、建物補償）	○事業主体への補助（事業計画作成、基本設計、実施設計、建築設計、建物補償、建物取り壊し、整地、建築工事（共同施設））	○事業主体への補助（建築工事（共同施設）、敷地整備）

取組の柱１　⑵　住宅に係る支援　№12

取組名	市街化区域の見直し等による土地の確保		
所管部名	都市建設部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏市街化区域の拡大を視野に入れ、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きの見直しに向けて福島県との協議を進める。

❏併せて、市街化区域に近接又は隣接し、道路や下水道等のインフラが既に整備されているなど良好な住環境の形成が見込まれる区域については、まちづくりの方針や建築物の用途等に関する事項を地区計画として定めることにより、民間の宅地開発など開発行為が可能となる「市街化調整区域における地区計画制度」を活用し、早期に住宅用地としての供給が可能となるよう対応する。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程		【市街化区域の見直し】		○都市計画基礎調査	○県素案作成等
		【地区計画】	○運用基準（素案）作成	○運用基準策定 ○候補地選定 ○計画案作成	○運用開始

取組の柱１　⑶　生活資金の提供等　№13

取組名	義援金の受け入れ、配分		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏被災された方々に対する生活支援を目的として義援金を受付け、その配分を行う。
また、災害復旧・復興分については、「いわき市復興基金」に積み立て震災対応事業等に活用する。

【受入れ】
○受入期間：平成 23 年 3 月 17 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
○受入実績（平成 26 年 3 月 31 日現在）
・被災者生活支援　3,092 件　756,181,450 円（国・県義援金と併せて被災者に配分）
・災害復旧・復興　3,184 件　813,858,698 円（いわき市復興基金に積み立て、震災対応事業等に活用）

【配　分】
○平成 23 年 4 月 16 日から
○対象者
①住家が全壊又は半壊した世帯
②東京電力福島第一原子力発電所から 30km 圏内に居住していた世帯

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○受入れ ○配分	○同左	○同左	○同左	

取組の柱１　⑶　生活資金の提供等　№14

取組名	災害援護資金の貸付		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏り災証明「半壊以上」の被災者に対し、援護資金を貸付けするもの。
【対象世帯】
①世帯主が概ね１ヶ月以上の療養を要する負傷
②家財の１／３以上の損害
③住居の半壊または全壊、流出
※所得制限あり
【貸付限度額】
・150 万円から 350 万円以内
※個別の状況に応じて変わる
【申込期限】
・平成 30 年 3 月 31 日まで
【貸付実績（平成 26 年 3 月 31 日現在)】
・1,379 件　2,530,065 千円

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○援護資金の貸付	○同左	○同左	○同左	○同左

取組名	市被災救助費等の支給		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏被災された方々に対する生活支援等を目的として、市被災救助費等を支給する。

【受付】平成 23 年 3 月 29 日から　　【支給】平成 23 年 4 月 22 日から

○市被災救助費
（救助金）　＜実績：38,983 件 3,477,780 千円（平成 26 年 3 月 31 日現在）＞
・全焼、全壊した場合、1 世帯につき 10 万円、被災者 1 人につき 2 万円
・半焼、半壊した場合、1 世帯につき 5 万円、被災者 1 人につき 1 万円
・床上浸水した場合、1 世帯につき 3 万円
（弔慰金）　＜実績：455 件 89,900 千円（平成 26 年 3 月 31 日現在）＞
・死亡者 1 人につき、大人 20 万円、義務教育終了前までの小人 10 万円

○災害弔慰金　＜実績：439 件 1,300,000 千円（平成 26 年 3 月 31 日現在）＞
・対象　災害により死亡された方の遺族
・金額　受給遺族の生活維持者が死亡 500 万円、その他 250 万円

○災害障害見舞金　＜実績：3 件 5,000 千円（平成 26 年 3 月 31 日現在）＞
・対象　災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た方
・金額　生活維持者 250 万円、その他 125 万円

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○被災救助費等の支給	○同左	○同左	○同左	○同左

取組名	緊急的な雇用の確保		
所管部名	商工観光部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏県の緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用の確保を図る。

○平成 23 年度
・実施事業数：90 事業
・採用人数：636 人
○平成 24 年度「震災等緊急雇用対応事業」
・実施事業数：102 事業
・採用人数：985 人
○平成 24 年度～平成 26 年度「地域雇用再生・創出モデル事業」
・実施事業数：3 事業
・採用予定数：30 人（各年）
○平成 25 年度「震災等緊急雇用対応事業」
・実施事業数：81 事業
・採用人数：689 人
○平成 25 年度～平成 26 年度「起業支援型地域雇用創造事業」
・実施事業数：2 事業
・採用予定数：8 人（各年）
○平成 26 年度「震災等緊急雇用対応事業」
・実施事業数：77 事業
・採用予定数：522 人
○平成 26 年度～平成 27 年度「地域人づくり事業」
・実施事業数：2 事業
・採用予定数：9 人(各年)

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○県基金の活用による雇用の確保（震災等雇用対応事業）	○同左(震災等緊急雇用対応事業、地域雇用再生･創出モデル事業)	○同左(震災等緊急雇用対応事業、地域雇用再生･創出モデル事業､起業支援型地域雇用創造事業)	○同左(震災等緊急雇用対応事業、地域雇用再生･創出モデル事業､起業支援型地域雇用創造事業､地域人づくり事業)	○同左（地域人づくり事業） ※震災等緊急雇用対応事業については、未定

取組名	就職応援サイトの開設		
所管部名	商工観光部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏インターネット上に就労支援コンテンツを設置し、求人情報、震災関連の情報を含めた各種支援制度等を総合的に情報発信することにより、求職者の雇用の安定と市内中小企業の雇用支援を図る。

○サイト開設日：平成 23 年 7 月 29 日

○登録状況　（単位：件）

区　分	H26.8 月末現在
登録事業所	1,380
求人掲載事業所	59

○サイトアクセス状況　（単位：件）

区　分	H25. 8 月 1 日～31 日	H26. 8 月 1 日～31 日	比較（H26－H25）
総アクセス	8,740　(282)	13,248　(427)	4,508　(145)
パソコン	5,462　(176)	4,865　(157)	△597　(△19)
携帯電話	3,278　(106)	8,383　(270)	5,105　(164)

※（　）は１日あたりの平均アクセス件数

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○就職応援サイトの創設 ○就職応援サイトの運営	○就職応援サイトの運営	○同左	○同左	○同左

取組名	市県民税等の減免、納期限の延長		
所管部名	財政部 市民協働部 生活環境部 水道局	事業区分	既存・継続

取組内容

❏被災者の状況に応じ、市税等の減免等を行う。

・個人市県民税、固定資産税、都市計画税：平成 23 年度分を対象に申請受付を実施。
・法人市民税：H23.3.11～H26.3.10 の間に終了する各事業年度分を減免実施。
・国民健康保険税：H23.3 月分～H24.9 月分まで減免実施。
※原発避難者（転入者）については、H27.3 月分まで減免。
　ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層世帯については、H26.9 月分まで
・軽自動車税：平成 25 年度分まで非課税措置を実施。
平成 25 年度分までの非課税措置の適用期限を 2 年延長して実施。
※H25.4.1～H26.3.31 の間に被災車両の代替車両を取得…H26 年度分を非課税
※H26.4.1～H27.3.31 の間に被災車両の代替車両を取得…H26 年度分と H27 年度分を非課税
※H27.4.1～H28.3.31 の間に被災車両の代替車両を取得…H27 年度分と H28 年度分を非課税
・下水道使用料、地域汚水処理施設使用料：H23.3.11 を含む水道検針期間 2 ヶ月分の下水道使用料等を対象に引き続き申請受付を継続実施。(H26 年度で終了)
・農業集落排水処理施設使用料：H23.4～5 月分を対象に申請受付を継続実施。(H26 年度で終了)
・農業集落排水事業分担金：平成 23 年度分を対象に申請受付を継続実施。(H26 年度で終了)
・下水道事業受益者負担金：平成 23 年度分（り災証明書申請以降の納期分）を対象に、申請受付を継続実施。(H26 年度で終了)
・入湯税、水道料金については平成 23 年度で減免終了。

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○減免等の受付 ○減免等の実施 ・市税、国保税、下水道使用料等、水道料金	○減免等の受付 ○減免等の実施 ・法人市民税、軽自動車税、国保税	○減免等の受付 ○減免等の実施 ・法人市民税、軽自動車税、国保税	○減免等の受付 ○減免等の実施 ・法人市民税、軽自動車税、国保税	○減免等の受付 ○減免等の実施 ・軽自動車税

取組の柱１　　(4)　被災者の見守りと心のケア　№19

取組名	一時提供住宅入居者への訪問活動の実施		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏市内の一時提供住宅に避難している方々や災害公営住宅入居者への訪問等を通し、心身のケアを必要とする方に対し、必要な支援を行う。

・平成 23 年度延訪問件数：5,514 件
・平成 24 年度延訪問件数：3,762 件
・平成 25 年度延訪問件数：　782 件

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○一時提供住宅への訪問活動	○同左	○同左	○一時提供住宅及び災害公営住宅等への訪問活動	○同左

取組の柱１　　(4)　被災者の見守りと心のケア　№20

取組名	一時提供住宅入居高齢者の見守り活動の実施		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏市内の一時提供住宅に避難している在宅高齢者世帯等を安否確認のために定期的に訪問する。

❏訪問時に気になる高齢者等を把握した場合には、担当の地域包括支援センターへ報告する。

・平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

・平成 23 年度延訪問件数：12,692 件
・平成 24 年度延訪問件数：17,404 件
・平成 25 年度延訪問件数：18,697 件

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○一時提供住宅への訪問活動	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑷　被災者の見守りと心のケア　№21

取組名	一時提供住宅入居等障がい者への訪問活動の実施		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❑市内の身体障害者手帳１・２級の障がい者を訪問し、災害時要援護者の登録支援等を行う。

・実施期間　平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○一時提供住宅への訪問活動	○一時提供住宅への訪問活動 ○身体障害者手帳(1･2 級)の障がい者宅への訪問活動	○同左	○身体障害者手帳（1・2 級）の障がい者宅への訪問活動	○同左

取組の柱１　⑷　被災者の見守りと心のケア　№22

取組名	一時提供住宅入居者等見守りサポートシステムの構築		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❒住民支え合い活動の仕組みづくりを支援するとともに、より効果的に見守り等を実施するため、一時提供住宅入居者等見守りサポートシステムを構築する。

○システム導入（※平成 24 年度システム導入）

・　一時提供住宅等の訪問時に、職員が音声解析等によるストレスチェックを実施することができるタブレット端末の導入。うつ及びひきこもり等の傾向にある方を的確に把握し、早期に専門的な支援につなげる。

・　一時提供住宅等に入居する方々の生活や健康等に関する情報及び要望を収集し、必要な情報を配信・提供する被災者健康支援情報システム（Ｗｅｂサイト）の導入。（タブレット端末のほか、一般のパソコンで閲覧可能）

○見守り体制の構築

・　システムを活用し、巡回訪問により生活状況や課題等を把握するための見守り活動を実施する訪問スタッフを確保する。

・　７地区社会福祉協議会に地域福祉支援員を配置し、地域住民が主体となって取り組める住民支え合い活動の仕組みづくりを支援する。

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程		○システム開発 ○システム活用 ○見守り支援	○システム活用 ○見守り支援	○同左	○同左

取組の柱１　⑸　情報の提供と発信　№23

取組名	被災者情報の一元管理（システムの導入）		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏被災者に関する情報を一元管理し、的確な行政サービスの提供など被災者支援業務に活用する。

・平成 23 年 12 月 1 日から稼動
・効果　①被災者情報一元管理による行政サービスの適正給付管理
　　②り災証明との連動による速やかな行政サービスの提供
　　③被災者住所の適正管理
・配置箇所　25 部署に配置

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○システム導入・稼動	○システム運用	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑸　情報の提供と発信　№24

取組名	生活再建のための総合的な相談窓口の設置		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏被災した市民の住宅や生活再建に係る各種相談等に迅速かつ効果的に対応するため、総合的な相談窓口を設置する。

・平成 23 年 3 月 17 日から総合電話相談開始（消防本部内）
・平成 23 年 3 月 29 日から総合相談窓口設置（文化センター内）
　【窓口】り災、見舞金等、損壊家屋の撤去等、税関係、被災商工業者への融資・補助制度の相談等、住宅の応急修理、農林水産業への融資制度等、小中学校の転入・転出等
・平成 24 年 4 月から「生活再建市民総合案内窓口」を新設・移行（市役所本庁舎１階）
　【窓口】り災証明関係、一時提供住宅関係、その他総合的な相談等について対応する。

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○総合相談窓口の設置（文化センター） ○各種相談への対応	○市民総合案内･相談窓口の設置（本庁舎１階） ○生活再建に係る各種相談への対応	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑸　情報の提供と発信　№25

取組名	津波被災地区の住民への情報発信		
所管部名	市民協働部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏津波被災地区の住民は、市内・外で避難生活を送っていることから、復興に向けた取り組みや住民の方々の身近な話題、生活情報等を掲載した「ふるさとだより」を作成・配布することにより、地域コミュニティの維持・再生の一助とする。

・対象地区：久之浜、四倉、平、小名浜、勿来
・発行：毎月１回、10,000 部
・配布：津波被災の対象地区の方、まちづくり協議会等、支所、公民館等

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○ふるさとだよりの作成・配布	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑸　情報の提供と発信　№26

取組名	市外に避難している市民への情報発信・交流促進		
所管部名	市民協働部　行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの市民が市外に避難している状況であることから、市外に避難している市民への支援の取組みとして、避難先における生活の不安解消と、一日でも早くふるさと「いわき」へ戻ってもらうことを目標に適切な情報発信を行う。
また、情報発信の手法の一つとして、電子回覧板（デジタルフォトフレーム）を活用する。

○配布内容
広報いわき、生活再建に向けた各種制度の概要、いわき市の放射線に対する取組み、原発避難者特例法に関するお知らせ等
○電子回覧板による情報発信
市内及び市外に避難している方で希望する世帯にデジタルフォトフレームを貸与し、各種情報を発信する。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○市外に避難している避難住民及び特定住所移転者に対し、広報いわきや原発避難者特例法概要、市内の安全安心情報等を郵送にて配布 ○市外避難者向け説明会・相談会の開催	○市外避難者に対する情報発信（郵送及びデジタルフォトフレーム） ○市外避難者に対し、アンケートを実施 ○市内一時提供住宅入居者に対する情報発信（デジタルフォトフレーム）	○同左	○同左	○市外避難者に対する情報発信（郵送） ○市外避難者に対し、アンケートを実施

取組の柱１　⑸　情報の提供と発信　№27

取組名	復興に向けた情報発信の強化		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❑市公式ホームページのページ構成や情報分類等を見直し、ソーシャルメディア（Facebook・Twitter等）との連携を取り入れながら、震災に係る情報を一元的に提供する等、市民にとってより情報を入手しやすい環境づくりを進める。

❑テレビを通じた広報について、従来のテロップ及び音声による手法に加え、新たに実写映像を中心とした番組（ふるさといわき復興番組）を作成し、復興に向けた市の取組みの様子や市政の動きを分かりやすく発信する。
・『日本の復興をいわきから ～「明るく元気なまち」を目指して～』を作成・放映
・毎月第一土曜日の午後３時15分～30分（15分間）

❑ソーシャルメディアを活用し、その特性である即時性や情報拡散性等を活かし、市政情報や災害情報、復興に向けた取り組み、地域の魅力などを、積極的かつスピーディーに発信する。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○市ＨＰによる情報発信	○市ＨＰによる情報発信 ○復興番組の放映	○同左	○市ＨＰによる情報発信 ○復興番組の放映 ○ソーシャルメディアの活用	○同左

取組の柱１　⑸　情報の提供と発信　№28

取組名	被災者生活再建支援パンフレットの作成・配布		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❑被災者に対する支援メニューなどをまとめたパンフレットを作成、配布する。

○配付方法
・市内各公共施設等へ配備
・市公式ホームページでの公表
・一時提供住宅入居者、避難住民への送付（年１回）

○実績
・平成23年度（第１版、第２版、第３版）　発行部数　34,941部
・平成24年度（第４版、第５版）　発行部数　23,331部
・平成25年度（第６版、第７版、第８版）　発行部数　23,202部
・平成26年度（第９版、第10版）　発行部数　9,050部（８月末現在）

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○パンフレットの作成・配付（年３回程度） ○市ＨＰへの掲載（随時更新）	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑹　市外からの避難者への対応　№29

取組名	本市に避難してきている人への適切な行政サービスの提供		
所管部名	行政経営部　関係各部等	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏市外の避難者が本市の一時提供住宅などに多数入居している現状及び原発避難者特例法に基づく特例事務を踏まえながら、適切な行政サービスの提供を行う。

○原発避難者特例法に基づく特例事務及び任意提供事務の提供

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○特例事務の提供 ○任意提供事務の提供	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑹　市外からの避難者への対応　№30

取組名	被災自治体との連携推進		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏県が整備する復興公営住宅に関連し、情報の提供や市民との交流の場の確保策の検討など、国・県・関係自治体との連携を強化し、長期避難や町外コミュニティのあり方などに関する課題解決を図る。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○国・県・関係自治体との協議連携の強化	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　⑺　適切な放射線対策の実施　№31

取組名	安定ヨウ素剤の配布		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏原子力発電所の事故に伴い、市民が万が一、高い濃度の放射性物質にさらされた場合に備え、家庭で備蓄していただくため、安定ヨウ素剤を事前配布する。

・全市民に配布（平成 25 年度までは、0 歳から 39 歳の方及び妊婦に対し丸薬を配布）

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○安定ヨウ素剤の購入 ○安定ヨウ素剤の更新・回収	○安定ヨウ素剤の購入 ○管理台帳の作成及び管理	○同左	○安定ヨウ素剤の購入 ○安定ヨウ素剤の配布・更新・回収 ○配布状況の管理	○配布状況の管理

取組の柱１　⑺　適切な放射線対策の実施　№32

取組名	内部被ばく検査の実施		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続
取組内容			

❏ホールボディカウンターにより内部被ばく検査を実施する。

【対象者】平成 23 年 3 月 12 日現在、または検査日時点において、本市に住民登録のある方

※現在、２回目の検査を北部地区から順次実施している。

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○内部被ばく検査 ○母乳検査	○同左	○内部被ばく検査	○同左	○同左

取組の柱１　⑺　適切な放射線対策の実施　№33

取組名	放射線スクリーニング検査の実施		
所管部名	保健福祉部	事業区分	終了
取組内容			

❏県の緊急被ばく医療マニュアルに基づき、放射線スクリーニング検査を実施する。
❏汚染や被曝の程度により、除染や緊急被曝医療機関等に搬送の手続きを行う。

※平成 25 年 6 月終了

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○スクリーニング検査	○同左	○同左		

取組の柱１　⑺　適切な放射線対策の実施　№34

取組名	市民に対する積算線量計の貸与		
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・拡大
取組内容			

❏放射性物質による市民の不安を取り除くため、県の放射線健康対策事業を活用し、線量計の貸出しを行う。

【貸出期間】
・貸出日から 3 ヶ月以内（更新可）
【対象者】
・貸出日現在、いわき市に住民登録があり、かつ、市内に在住している方

❏市の要請により自主避難を行った久之浜町末続地区の住民を対象に、区長（相談員）が中心となって、専門家やボランティア等の協力を得て、放射線への理解を深めるためのモデル事業を行う。

【事業概要】
・個人線量計による外部被ばく線量の測定
・専門家による個別相談会の実施
・地区住民及び避難者へ向けた放射線に関する情報発信等

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○積算線量計の購入 ○積算線量計の貸与	○積算線量計の貸与 ○積算線量計の維持管理	○同左	○積算線量計の貸与 ○積算線量計の維持管理 ○モデル事業の実施	○同左

取組の柱１　　(7)　適切な放射線対策の実施　№35

取組名	空間線量モニタリングの実施		
所管部名	行政経営部　関係各部等	事業区分	既存・拡大

取組内容

❏放射性物質による市民の不安を取り除くため、きめ細かいモニタリングを実施し、情報提供を行う。

（主な内容）

○空間線量の把握
- ・500m メッシュ計測、海水浴場、廃棄物、保育所、幼稚園、小中学校、公共施設（公園ほか）、民間施設（住宅地等）等の放射線量を測定。
- ・放射線を常時測定・監視するためのモニタリングポストを仮置場等に設置し、測定結果の常時公開。

○空間線量測定結果の公表
- ・公開型地図情報システム「いわき i マップ」を活用し、市内 2,000 箇所以上の測定地点における空間放射線量を公開。

○市民個別相談モニタリングの実施
- ・市民からの要請に応じて、支所の除染推進員と連携し、現地モニタリングを実施。

○空間線量計の貸出
- ・市民が直接空間線量を計測できるよう空間線量計を市民に貸与する。

○各種測定機器の管理や市民からの相談受付
- ・国等から貸与されている各種測定機器の管理や市民の不安を取り除くための相談受付の対応。

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○空間線量の把握	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱１　　(7)　適切な放射線対策の実施　№36

取組名	市放射線量低減アドバイザーの設置		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏放射線低減に向け、市放射線量低減アドバイザーを設置し、放射線量低減に向けた本市の一体的な取組体制の構築を支援いただく。

（アドバイザーを活用した取組み）
- ・各種施策への指導等
- ・市民相談
- ・各種講演会等の講師
- ・サポーターの発掘及びコーディネート

	H23	H24	H25	H26	H27
取組期間					
取組工程	○アドバイザーの設置 ○指導、相談、講演会等の実施	○同左	○同左	○同左	○同左

取組名	原子力災害に関する損害賠償請求の円滑化		
所管部名	行政経営部	事業区分	既存・継続

取組内容

❏国及び東京電力㈱に対し、県と連携しながら、原子力災害に伴う損害について適切な賠償を受けられるよう、強く求めるとともに、損害賠償の円滑化等に取り組む。

（主な内容）
- 適正で迅速な損害賠償に関する国や県、東電への働きかけ
- 本市への原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所（いわき支所）などの常設に向けた取り組み（平成 24 年７月２日から市文化センター内に常設）
- 損害賠償に関する情報提供、請求支援等

取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○国・県への働きかけ ○損害賠償に関する情報提供、請求支援等	○同左	○同左	○同左	○同左